



水戸基署発 0512 第1号
令和2年5月12日

水戸市建設業協同組合
代表者 殿

水戸労働基準監督署長



令和2年度全国安全週間における労働災害防止の取り組みについて

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として全国的に実施されます。

本年度のスローガンは、以下のとおりです。

「エイジフレンドリー職場へ！ みんなで改善 リスクの低減」

※エイジフレンドリーとは、「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHO や欧米の労働安全衛生機関で使用されています

当署管内における令和元年の休業4日以上労働災害による死傷者数は636人と前年に比べて85人(-12%)減少しているものの、労働災害による死亡者数は5人と前年同数となっています。一方、令和2年においては、4月末現在において休業4日以上労働災害による死傷者数は、145人と前年に比べて17人(+13%)の増加となっています。特に、近年では転倒災害、腰痛による災害の増加と50歳以上の中高年齢労働者の労働災害の増加が顕著になっています。

特に本年は、新型コロナウイルス感染症が、昨年の末頃から世界中に感染拡大し、日本においても猛威を振るっているところであり、政府は4月16日、新型コロナウイルスが感染拡大し蔓延する恐れがあるため、新型コロナウイルス対応の特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の区域を、東京都や大阪府など一部の地域から全都道府県に拡大されました。さらに、感染者が急増している茨城県を含む13都道府県は「特定警戒都道府県」に指定されたところであり、国民一丸とな

って感染予防対策に取り組むことが求められています。

各事業場では、例年、安全週間の時期に多数が参加する安全大会や職場安全パトロール等が実施されているところですが、本年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、密閉・密集・密接(3つの密)を避けた取り組みのご検討をお願いいたします。

また、5月に入り気温が高くなり、体が暑さに慣れていないため熱中症の増加が懸念されます。水分・塩分の適切な摂取や日々の健康管理等、職場における熱中症予防の取り組みも併せてお願いいたします。

貴職におかれましては、以上の趣旨を御理解いただき、貴団体傘下の事業場に対し、同封いたしましたリーフレット等の取り組みの周知及び新型コロナウイルス感染症対応に伴う休業要請等により、事業運営等にお困りの事業場の皆様への各種支援内容の周知につきましても、特段のご配慮をお願いいたします。

※同封したリーフレット等は厚生労働省のホームページ等に掲載されています。

担当 水戸労働基準監督署
安全衛生課
電話 029-277-7916

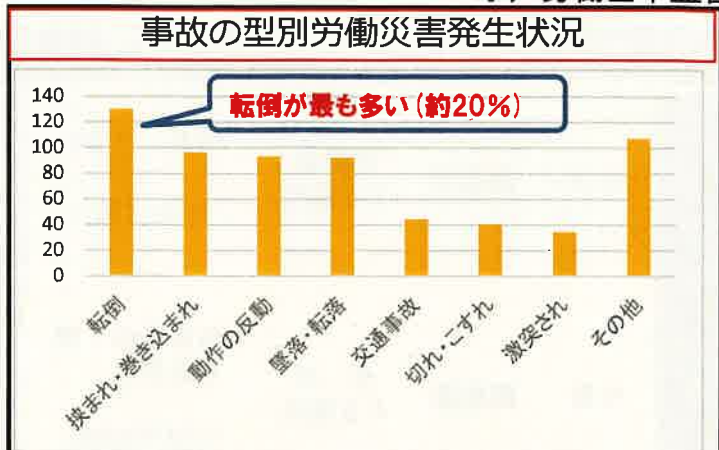
令和元年 労働災害発生状況(確定値)

(休業4日以上)の死傷者数

業種別

水戸労働基準監督署

業種	元年		30年		同期比	
	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業
製造業	食料品	43	52		-9	
	木材・木製品	1	9	10	1	-1
	化学工業	11	12		-1	
	金属製品	20	25		-5	
	一般・電気・輸送用機械	20	19		1	
	その他	37	26		11	
	小計	140	144	1	-4	
	計	5	636	5	721	0
建設業	土木工事	1	20	11	1	9
	建築工事(木造除く)	36	1	30	-1	6
	木造建築工事	1	10	6	1	4
	その他の工事	2	15	1	25	-10
	小計	41	81	49	2	9
陸上貨物運送事業	69	1	71	-1	-2	
畜産業	7		12		-5	
小売業	77	1	90	-1	-13	
社会福祉施設	44		77		-33	
飲食店	27		38		-11	
その他	191	1	217	-1	-26	
計	5	636	5	721	0	-85



新型コロナウイルス感染防止のお願い

- 「密」を避けて行動しましょう！特に
- ①換気の悪い密閉空間
 - ②多数の人が集まる密集場所
 - ③至近距離で会話するなど密接接触
- これらの3つの「密」が重ならないようにしましょう！

対前年比12%減少

年齢別

年齢別	件数	率(%)
～19歳	13	2.0%
20～29歳	70	11.0%
30～39歳	92	14.5%
40～49歳	(2) 131	20.6%
50～59歳	153	24.1%
60歳～	(3) 177	27.8%

月別

月別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
元年	46	52	49	43	43	(1) 52	58	68	(1) 55	(2) 61	(1) 45	64	(5) 636

高齢者の災害が多い

規模別

事故の型別

業種	規模	事故の型別												合計	
		規模9人未満	規模10～19人	規模20～49人	規模50～99人	規模100人以上	墜落・転落	転倒	激突され	巻き込まれ・突き込まれ	切れ・こすれ	交通事故	動作の反動		その他
製造業	食料品	10	19	7	7		2	7		8	14		5	7	43
	木材・木製品	7	2							1	2		2	3	(1) 9
	化学工業	1	2	4	4		1	2		5	1	1		1	11
	金属製品	4	11	4	1			2		10	2		3	1	20
	一般・電気・輸送用機械		5	5	10		2	5		1	1		6	4	20
	その他	3	27	4	3		4	3		15	3	1	5	4	37
	小計	25	66	24	25		9	19		40	(1) 23	2	21	20	(1) 140
	計	131	261	115	129		(1) 92	130		(1) 34	(1) 96	(1) 40	44	93	(1) 107
建設業	土木工事	12	8				2	2	(1) 2	6		2	6	(1) 20	
	建築工事(木造除く)	24	9	2	1		9	4	3	10	1	2	7	36	
	木造建築工事	8	1	1			5			1	1	2	(1) 1	(1) 10	
	その他の工事	9	5	1		(1) 4	1	1	(1) 5		2		3	(2) 15	
	小計	53	23	4	1	(1) 20	7	(1) 5	(1) 22		2	6	(1) 17	(4) 81	
陸上貨物運送事業	7	37	19	6		24	9	6	7		4	6	13	69	
畜産業	1	4			2		2	2	1				2	7	
小売業	9	29	19	20		7	24	4	4	5	9	16	8	77	
社会福祉施設	3	21	15	5		2	14	2	2		2	16	6	44	
飲食店	7	18	1	1			10		1	6	1		9	27	
その他	26	63	33	69		30	45	9	19	4	24	28	32	191	

※ 数値は、労働者死傷病報告より集計したものであり、()内は死亡者で内数である。

※ 陸上貨物運送事業は「道路貨物運送業」、「陸上貨物取扱業」を合わせたものをいいます。

令和元年 死亡災害事例

水戸労働基準監督署

番号	発生月	業種	職種等	事故の型 起因物	発生状況
1	6月	製造業	作業員 70歳代	切れ・こすれ 帯のご盤	自動送材車付き帯のご盤で丸太を加工するため、同僚がフォークリフトで丸太を下した。丸太の近くには、帯のご盤があり、帯のご盤の前にいた被災者の近くに、丸太が近づいたためバランスを崩し、帯のご盤の歯に接触して左腕を切断した。
2	9月	建設業	土工 40歳代	はさまれ・巻き込まれ ドラグショベル (車両系建設機械)	建設現場で、トラックのタイヤが埋まって動けなくなった。ドラグショベルのバケットにワイヤーロープを取付け、トラックをけん引した。被災者はバケットに取付けた当該ワイヤーロープを外したところ、 <u>ドラグショベルの運転者が誤って操作レバーに触れたため、バケットとトラックの間にはさまれた。</u>
3	10月	建設業	ダクト工 60歳代	墜落・転落 作業床	空調設備工事現場である工場内に設置された手すり等のない高さ3.26mの棚足場上で作業を行っていた際、棚足場間に架け渡された足場板上を通行しようとしたところ、棚足場の端部から墜落した。
4	10月	建設業	解体工 40歳代	飛来・落下 解体用つかみ機 (車両系建設機械)	木造倉庫解体工事において、簡易擁壁の支柱（T形鋼）を、解体用つかみ機を使って引き抜く作業を行っていた。 <u>支柱が引き抜けた時につかみ機から外れ、つかみ機の前方にいた被災者の方へ支柱が飛来し、首に当たった。</u>
5	11月	建設業	土工 70歳代	激突され ドラグショベル (車両系建設機械)	緑地公園建設工事において、ダンプ等が通行するための作業道に碎石を敷く作業を行っていた。被災者は、じょれん（鉄のようなもの）を手に持って敷き均しを行っていたところ、後退してきたドラグショベルのクローラにひかれた。

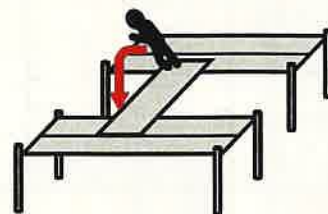
番号1
帯のご盤の歯に接触し
切断



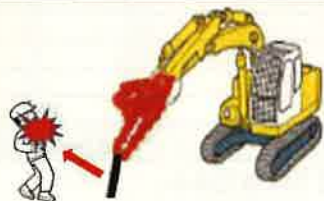
番号2
バケットが動いてトラック
との間にはさまれた



番号3
棚足場の端部より墜落



番号4
解体用つかみ機で支柱を抜いたところ飛来



番号5
後退したときに、ひかれた



職場の熱中症対策は万全ですか？

職場の熱中症予防対策は万全か、下記のチェックリストで自主点検してみましょう。

(「いいえ」が1つでもあるときは、確認しましょう。)



職場における熱中症予防対策自主点検表

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？ ※ WBGT値(暑さ指数)とは、①温度、②湿度、③輻射熱の3つを取り入れた指標で、単位は気温と同じ「℃」で示されます。	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
② 休憩場所は整備していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

① WBGT値(暑さ指数)を活用していますか？

- WBGT値を測定し、熱中症発生のリスクの把握と対策に活用しましょう。
- 高温多湿作業場所においては、熱を遮る遮へい物、直射日光・照り返しを遮ることができる簡易な屋根、通風・冷房の設備を設置しましょう。
- WBGT値、作業の状況に応じて、連続作業時間の短縮、作業場所の変更などを行きましょう。

※ WBGT値は市販の機器で測定するほか、環境省のホームページ（環境省熱中症予防情報サイト）から予測値などを入手することも可能です。

② 休憩場所は整備していますか？

- 冷房を備えた休憩場所・日陰などの涼しい休憩場所を設けましょう。
- 氷、冷たいおしぼり、水風呂、シャワーなどの、身体を適度に冷やすことのできる物品や設備を設けましょう。
- 水分・塩分の補給を、定期的、かつ容易に行えるよう、飲料水などを備え付けましょう。

③ 計画的に、熱に慣れ、環境に適応するための期間を設けていますか？

- 7日以上かけて、高温多湿環境での作業時間を次第に長くしましょう。

④ のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取させていますか？

- 体内の水分及び塩分のバランスが崩れたりすることなどにより発症する障害を総称して熱中症といいます。熱中症により、めまい・失神、筋肉痛、気分の不快、吐き気、意識障害・けいれん・手足の運動障害などの症状があらわれます。
- 摂取を確認する表の作成、作業中の巡視での確認などにより、その摂取の徹底を図りましょう。

⑤ 労働者に、透湿性・通気性の良い服装や帽子を、着用させていますか？

- 熱を吸収する服装、保熱しやすい服装は避け、クールジャケットなどの、透湿性・通気性の良い服装を着用させましょう。
- 直射日光下では、通気性の良い帽子（クールヘルメット）などを着用させましょう。



日よけ用布（例）

⑥ 日常の健康管理など、労働者の健康状態に配慮していますか？

- 糖尿病、高血圧症、心疾患などの疾患は、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ ・健康診断および異常所見者への医師などの意見に基づく就業上の措置を徹底しましょう。
- 睡眠不足、体調不良、前日の飲酒、朝食の未摂取、感冒などによる発熱、下痢などによる脱水などは、熱中症の発症に影響を与えるおそれがあります。
⇒ ・日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じて健康相談を行ってください。
・朝礼などの際に健康状態を確認しましょう。
- 作業開始前・作業中の巡視などによって、労働者の健康状態を確認しましょう。
- 熱中症を疑わせる症状が現われた場合には以下の救急措置をとり、必要に応じ救急隊を要請し医師の診察を受けさせてください。
 - ①涼しい日陰か冷房が効いている部屋などへ移す。
 - ②衣服を脱がせ、氷などで首、脇の下、足の付け根などを冷やす。
 - ③自力で可能であれば水分・塩分を摂取させる。

**ご不明な点などがございましたら、お近くの都道府県労働局
または労働基準監督署へお問い合わせください。**

～ 全国安全週間に向けて取り組む皆さまへ ～

新型コロナウイルス感染症対策について 十分留意しながら実施するようお願いします

◇全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施しています。本年は、特に新型コロナウイルス感染症対策について十分留意しながら、取り組んでいただくようお願いします。

「全国安全週間」 7月1日（水）から 7月7日（火）まで
「準備期間」 6月1日（月）から 6月30日（火）まで

次の「3つの密」を避けることを徹底し、全国安全週間の実施に取り組んでください。

- ①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）
- ②密集場所（多くの人が密集している）
- ③密接場面（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

- ◇全国安全週間実施要綱の9（1）で、全国安全週間と準備期間中に各事業場で実施する事項を掲げています。
- ◇特に、実施事項の中には、「安全大会等での経営トップによる安全への所信表明」、「安全パトロールによる職場の総点検」、「講演会等の開催」、「職場見学等の実施」など、「3つの密」の場面になる事項もあります。
- ◇例えば、「大会や講演会などのイベント開催の中止または延期」、「多数が参加する安全パトロール、職場見学など社内行事の中止、延期または開催形式の見直し、参加者の限定」、「テレビ会議などの積極的活用」などの対応により、「3つの密」を避けて取り組んでいただくよう、お願いします。
- ◇職場での新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大を防止するため、チェックリストを作成しました。チェックリストを活用頂き、事業場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策をお願いします。 [チェックリストはこちら](#) →



新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いします

3つの「密」を避け ましょう!

①換気の悪い
密閉空間



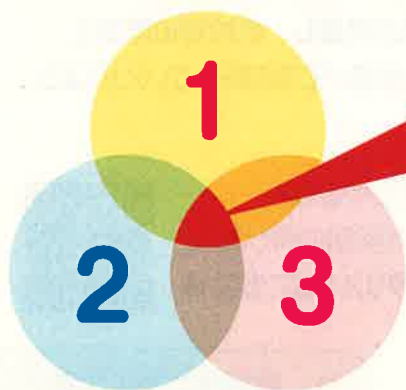
②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が
クラスター(集団)発生の
リスクが高い!

※3つの条件のほか、**共同で使う物品**には
消毒などを行ってください。



職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。

衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。

※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1 感染防止のための基本的な対策		
(1) 咳エチケットの徹底について		
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 手洗い等の徹底について		
	・こまめな手洗いの重要性について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・人がよく触れる箇所について、拭き取り・消毒を行っている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(3) 日常的な健康状態の確認		
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・出勤時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。または、風邪症状や発熱があれば上司等に報告するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(4) その他の対策について		
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
2 クラスターの発生防止のための対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の3つの条件を同時に満たさず社内行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、ビル管理法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他()	はい・いいえ

(3) 多くの人が密集する場所の改善	
・在宅勤務・テレワークを推進している。	はい・いいえ
・時差通勤、自転車通勤の活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の距離を2メートル以上取るようにしている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
・喫煙場所の利用を制限している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4) 近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安(※)」や最寄りの相談先を全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が出た場合等の対応	
(1) 陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2) 陽性者等が出た場合の把握	
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス感染症に陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(3) その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.3.31版